

一宮市告示第588号

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地 の面積 (m ²)	指定解除日
3-193	三ツ井2丁目24番3	236	令和7年12月26日

令和7年12月26日

一宮市長 中野 正康